

## 1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

### 傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

## 2 署名委員の選任

議 長 署名委員に秋池堅司農業委員、飯野幹夫農業委員を選任した。

## 3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に市川農業委員会事務局次長、書記に大室主査、松居主任、中山主任を任命した。

## 4 議 事

### 議案第24号

### 農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第24号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1は用途が保育園で、建物を建築予定のため開発許可が必要である。農地区分については第二種農地となる。

申請番号2は建物を建築予定のため開発許可が必要である。なお、申請地は農振農用地であり、令和2年5月20日付上尾市告示第180号で農振除外がなされている。農地区分については第二種農地となる。

議  
(報

長  
告)

申請番号3は計画変更が生じたため、今回の申請は取り下げとなっている。

申請番号4は、用途が車両置き場の敷地拡張で、開発許可は不要となっている。なお、申請地は農振農用地であり、令和2年5月20日付上尾市告示第180号で農振除外がなされている。農地区分については第二種農地となる。

申請番号5は、砂利敷き駐車場で、開発許可は不要となっている。なお、申請地は農振農用地であり、令和2年5月20日付上尾市告示第180号で農振除外がなされている。申請番号6はアスファルト舗装の駐車場（車両置場）のため、開発許可は不要となっている。備考欄にあるが、一部に登記地目の山林を含んだ計画となっている。農地区分については第二種農地となる。

地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

申請番号1を上尾地区の鈴木農業委員が報告した。6月22日（月）の午後に原市地区の委員と3名で現地調査を行った。土地利用計画図では、雨水を北側園庭に浸透側溝、南側園庭に浸透トレンチ、東側は道路側溝に流す計画で、南側境界は土留めする計画になっている。現地は特に問題ないと考えられる。

申請番号2を平方地区の新木農業委員が報告した。6月20日（土）に平方地区担当委員4名で現地調査を行った。現地は元柿畑で、木を伐採した状況であり、問題ないと考えられる。

申請番号4を藤波農業委員が報告した。6月21日（日）、担当委員4名で現地調査を行った。現地は農地として管理されており、問題ないと考えられる。

申請番号5を平野農業委員が報告した。6月22日（月）、担当委員4名で現地調査を行った。現地は夏野菜が植えられ、農地として問題ないと考えられる。

申請番号6を内田農業委員が報告した。6月22日（月）に担当委員4名で現地調査を実施した。アスファルト舗装の駐車場（車両置場）で、U字溝を入れて雨水対策をする計画になっている。現地は栗や梅が栽培され、きれいに管理されており、特に問題ないと考えられる。

議 長 本件について意見を求めた。

新木農業委員 申請番号1について、5筆あるが所有権及び賃借権となっている。何筆が賃借権なのか。また、所有権と賃借権が同一の申請で問題はないのか。

事 務 局 5筆中2筆が賃借権設定であり、費用面でこのようになった。申請方法に関しては県農林振興センターと十分協議して提出しているため問題ない。

飯野農業委員 申請番号6の説明ではアスファルト舗装とのことだが、以前に配布された図面では芝貼りとなっていた。芝は貼るのか。

事 務 局 アスファルト舗装は全面ではなく、計画図面のとおり芝を貼る。カラー印刷の図面の緑色に塗られている部分が芝貼り箇所、黒塗り部分がアスファルト舗装となる。

飯野農業委員 舗装では透水性舗装というのがあるが、そうした指導は行わないのか。

事 務 局 図面の凡例には、横断側溝と浸透トレンチと書いてあり、側溝の敷設と浸透枡を設ける計画になっている。具体的には、傾斜が道路の方に流れているので、道路沿いに側溝を敷設して雨水を流入する。さらに枡を設けて集中的に雨水を流入する計画になっている。

飯野農業委員 排水の流量計算は行っているのか、また流末で溢れた時はどうなるのか。

事 務 局 事務局で流量計算までは行っていない。また、溢れた場合については河川課に確認する。

内田農業委員 土地が平らではなく、北から南に傾斜している。ゲリラ豪雨なども懸念され、現在は農地で浸透するが、浸透アスファルト舗装であっても高低差が2mと大きいので、雨水をうまく排水できないのではないか。

事 務 局 排水図面などの書類を道路課にて確認を得ている。

新木農業委員 誓約書の中に、近隣に迷惑をかけないという文言があったが、豪雨等で近隣に被害を及ぼすような場合には、会社が対応するという認識でいいのか。

事 務 局 近隣及び上尾市に迷惑をかけない旨の誓約書が提出されているため、被害が生じた際はしっかり

内田農業委員 議長 本件について改めて意見を求めるが特になかったため、議案第24号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

**議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について**

議長 議案第25号について事務局に説明を求めた。  
事務局 議案書を朗読した。申請番号1、申請番号2ともに、納税猶予区分は相続税で、続柄は夫婦である。

議長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。  
(報告) 申請番号1を藤波農業委員が報告した。6月21日(日)に担当委員4名で現地調査を行った。現地は耕作されており、問題ないと考えられる。

申請番号2を平野農業委員が報告した。6月22日(月)に担当委員4名で現地調査を行った。現地は耕作されており、問題ないと考えられる。

議長 本件について意見を求めた。  
新木農業委員 申請番号2の1筆が500㎡の面積要件を満たしていないが、どこかに隣接しているのか。  
事務局 道路を挟んでいるが、幅6m未満であることから、2筆で一団の生産緑地となっている。  
新木農業委員 申請番号1は、経営面積が10.58aで、納税猶予面積が609㎡、残りが0.4aであるが一団としての指定を受けられなかったのか。

事務局 農地台帳で見ると、細かい面積の筆があり、これらが隣接しているかどうかは地図を見ないとわからないが、生産緑地の指定は受けていない。

議長 本件について改めて意見を求めるが特になかったため、議案第25号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

**議案第26号**

**生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について**

議案第26号について事務局に説明を求めた。  
事務局

議案書を朗読した。申請番号1は事務局で現地を確認したが、写真で示したとおり農地として保

全管理されている。申請番号2は申請箇所が2か所あり、こちらも事務局で現地を確認したが、農地として問題ない。

議長  
新木農業委員  
事務局  
新木農業委員  
事務局  
議長

本件について意見を求めた。

申請番号2で、相続が発生したのは昨年か。

相続ではなく故障が事由である。

以前に相続があったと思うが、相続した方が故障になったということか。

故障とのため、そうだと思われる。

本件について改めて意見を求めるが特になかったため、議案第26号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

**議案第27号**

**令和2年度6月期農用地利用集積計画の承認について**

議長  
農政課  
議長  
新木農業委員  
農政課  
新木農業委員  
農政課

議案第27号について担当課に説明を求めた。

制度について説明し、議案書を朗読した。

本件について意見を求めた。

議案書の計画書にある土地の所在で、大字の地区名が違っているがいかがか。

転記した際の修正ミスと思われるので、修正した上で告示する。

前月の5月期利用集積計画の総面積と、今回再設定される集積計画の面積が一致しないのはなぜか。

5月に集積計画として諮問すべきであったが、書類が整わず、今回の提出となったものである。

議長 本件について改めて意見を求めるが特になかったため、議案第26号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

**議案第28号 上尾市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について**

議長 議案第28号、申請番号1から4について担当課に説明を求めた。

農政課 制度について説明し、議案書を朗読した。事案番号1は平方地区で、除外の事由は自己用住宅敷地である。

事案番号2は大石地区で、除外の事由は自己用住宅敷地である。

事案番号3は大石地区で、除外の事由は障害者施設敷地、事業計画者は法人である。

事案番号4は大石地区で、除外の事由は駐車場敷地（自己業務用）で、事業計画者は個人となっている。

議長 事案番号1～4に関して、地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

新木農業委員 事案番号1について、6月21日（日）に担当委員4名で現地調査を実施した。現地は問題ないと思われる。

萩原農業委員 事案番号2及び3は耕作されていなかったが、現地は保全管理されていた。申請番号4についても農地として管理されており、問題ないと思われる。

議長 本件について意見を求めるが特になかったため、議案第28号事案番号1から4について採決を行ったところ、賛成全員で、特に意見はないという回答に決定した。

議長 続いて、議案第28号事案番号5から8について担当課に説明を求めた。

農政課 事案番号5は、上平地区で、除外の事由は自己用住宅敷地である。

事案番号6は、上平地区で、除外の事由はガス事業施設で、事業計画者は法人である。

事案番号7は、上平地区で、除外の事由は自己用住宅敷地である。

議 長  
平野農業委員

事案番号 8 は、上平地区で、除外の事由は資材置場敷地の拡張で、事業計画者は法人である。

事案番号 5 ～ 8 に関して、地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

6 月 2 2 日（月）に担当委員 4 名で現地を確認した。事案番号 5 は、農地として保全管理されており、問題ないと考えられる。事案番号 6 についても、耕うんされており問題ないと考えられる。

内田農業委員

6 月 2 2 日（月）に担当委員 4 名で現地を確認した。事案番号 7 は、農地として保全管理されており、問題ないと考えられる。事案番号 8 についても、保全管理されているため問題無いと考えられる。なお、当該地の所有者が、相続人の財産管理人である弁護士になっている。

議 長  
飯野農業委員  
農 政 課

本件について意見を求めた。

事案番号 8 について、弁護士が管理人という説明だが、所有者不明ということで良いのか。

所有者不明の場合、財産管理と納税義務が生じるので、国に報告し、家庭裁判所から弁護士を選任する。弁護士が公示して所有者を探し、相続人の有無を確認するが、いない場合は弁護士が財産管理人という形になる。相続人がどういう理由でいないのか、相続放棄したのか確認できないが、家庭裁判所が弁護士を財産管理人として選任し、今回の除外申請を行っている。

内田農業委員  
農 政 課

事案番号 6 だが、ガス事業施設を造ることの説明は行っているのか。

ガス事業施設は、ガス事業法に基づいて建設することになるので、近隣への周知を行ったうえで、今回の除外申出、その後に農地転用という手続きに進んで行く。

内田農業委員  
農 政 課

上平地区では説明があったのか。

近隣住民へ説明し、同意を得ている。

新木農業委員  
農 政 課

バルブとバルブの間に溜まったガスを放散する施設ということだが。

天然ガスなので、放出しても空気中で上昇し、安全だと聞いている。

議 長

本件について改めて意見を求めるが特になかったため、議案第 2 8 号事案番号 5 から 8 について採決を行ったところ、賛成全員で、特に意見はないという回答に決定した。

5 報告第6号 専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について
- (3) 農地法第5条の届出の取下げについて

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後4時00分、本会を閉会した。

7 その他



上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和2年6月25日

議 長

署名委員

署名委員